

軽度外傷性脳損傷者に関わる労災認定基準の改正などを求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」(MTBI)は、交通事故やスポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気であります。「軽度」と名付けられていますが、記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、手足の麻痺など、症状は神経系に複雑多様な異常をきたすものであり、重症の場合は寝たきりの生活となります。

平成十九年の世界保健機関の報告によりますと、MTBIの患者は年間約九百万人に上ると推測されており、日本でもその対策が急ぎ求められます。

この病気は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、誤った診断を受けて、労災保険や自賠責保険による補償対象にならない場合が多く、さらには、本人も周囲もこの病気を認知できないために誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、働けない場合には経済的に追い込まれることにもなります。

よって、中央区議会は政府に対し、次の事項について適切な措置を講じるよう、強く要請します。

- 一 MTBIのため働けない場合、労災の障害(補償)年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 二 労災認定基準の改正にあたっては、不正防止のため、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
- 三 MTBIについて、国民をはじめ教育機関への啓発・周知を図ること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

平成二十五年七月三日

東京都中央区議会議長 原 田 賢 一

内閣総理大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
あて